

第3回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月24日(金) 午後13時55分～午後14時45分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 米山 義一 2番 西村 恒男 3番 山崎 公江 4番 小宮 広督

5番 須藤 時夫 6番 欠 席 7番 山田 政文 8番 鈴木 明雄

9番 原 泉 10番 安藤 睦美 11番 平山 正幸 12番 清水 秀幸

13番 矢頭 恵造 14番 久嶋 昇

欠席者 6番 佐藤孝義委員

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第5号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求める件

議案第6号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件

日程第3 報告第4号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 皆さんお揃いのようなので始めたいと思います。

互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

ただいまより、令和5年第3回農業委員会総会を開催いたします。

事務局 会長あいさつ、米山会長よろしく申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。今日もここに来る途中、国道脇に桜の木が何本か有るのですが、少しずつ着実に開花に向かっていきます。

今日のように暖かい日が続きますと、蕾も一挙に咲いて満開に咲き誇る景色をもう直ぐ見る事が出来るのではないかと思います。

そんな中、今日は令和4年度の年度末の最後の大月の農業委員会になりました。

振り返って見ても今年は前年度と殆ど変わりなく、コロナ禍の中での農業委員会の活動で有りました。

そんな今年で有りましたが、今度4月1日の発行の大月市の広報の中に掲載されます、農業委員会だよりに於きまして、先日この農業委員会でお話して頂いた、〇〇の〇〇地区で大月産のハンバーグの素になります、〇〇でタマネギの生産をしています〇〇〇さんの所に、近々あいさつに来ると言う石井食品の3名の方が、先日関係者共に3月の初めにこの大月にやって来ました。

〇〇さんの所に行く前に私の所にもタマネギを見に来て、アドバイスと言う事で見に来たのですが、私はとても見て貰う程の良いタマネギではありませんでしたが、一応見てお話をさせて頂きました。

私も何とかして、遅かったですが3000本植え付けしましたのですが、いまだにあまり育たず小さくて、水枯れ、冬の寒さと雨も雪も無かったので枯れた物が多くて失敗の見本になればと思って畑に案内しました。

まずその時、タマネギの成長よりも驚かれたのは、周りの山々を見回して、山の多さに、3人の来た関係者は驚いておりました。

この辺どこもそうなのですが、右を見ても左を見ても山、山の向こうに山、本当にタマネギよりもそちらで驚いておりました。

〇〇〇は海の周辺と言う事ですが、山は一切見渡しても見えないと言う事で有ります。

海の方から広い平地が続いてタマネギを栽培している畑も1筆で、私共は1筆でやっと〇〇㎡位しかないのですが、私の部落全体が1筆、その位の大きな畑で、大型の農機具を入れて、夫婦2人で収穫して、忙しい時にはアルバイトの方を7・8人手伝って貰う作業だそうですが、先日こちらの会議でお話した〇〇さんも〇〇〇本と言う、びっくりするほどの植え付けを遥かに超える、なんと3拾何万本を機械で植えて、収穫はなんと、大月市で昨年、この間研究会に出席した時に〇tと言う事でしたが、一つの家族で〇〇〇に於きましては、〇tを生産して、に出しているとの

事であります。

そんな〇〇〇の話を後日、〇〇さんと話しましたが、〇〇さんは〇〇〇出身なので、〇〇さんは何時も大きく農業をやるのだと言っている事が、少なからず理解出来ました。

そんな訳で、〇〇〇の方が帰ったのですが、色々と話をさせて頂き、規模は小さいですが、大月市のために〇〇さんも、私も及ばずながら頑張っている、そのように考えております。

さて、本日の案件につきましては、農地法第 3 条の規定による許可を求める件と、同じく第 5 条の規定による意見を求める件となっております。

本日の会議がスムーズに進行されますよう、ご協力をお願い申し上げあいさつとさせていただきます。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は佐藤孝義委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

14 番、久嶋 昇委員、2 番、西村恒男委員を指名致します。

日程第 2

議長 日程第 2、議事に入ります。議事の進行について、事務局より提案があります。

事務局 それでは、議事進行について提案させて下さい。

今回は、3 条と 5 条の申請が 3 件ずつあります。普通は 3 条をして 5 条を議案にするのですが、今回は、3 名の方がそれぞれ 3 条と 5 条を同時

に申請してきました。

それぞれ関連がありますので、申請者ごとに審議をしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

議長 事務局提案についてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 それでは、申請者番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の1ページ、3ページの地図と4・5ページの写真を併せてご覧ください。

3条、5条が1枚の地図に収まっております。

2月の総会で、3条申請が出されましたが、隣接地で違法な転用をしていると言う事で、持ち越しになった案件です。

3条から説明致します。申請地は、○○○○○○番○外○筆、地目は田で、面積は合計○○㎡です。

譲渡人は○○○、譲受人は○○○○です。

場所は、○○○○○の東、○○○○○○○の中の一画になります。

申請理由は、前回もお話いたしました。譲渡人の○○○さんは、地元で○○○を営みながら、農業をしてきましたが、高齢で農業の後を継ぐ後継者がいないため農地を処分したいと思っていましたところ、譲受人の○○○○は、自宅は○○○○○で○○○○○という○○○○○○○を営んでおりますが、○○に○○○もあるため、通農に便利な農地を求めたいという事で3条の申請がありました。

現在の所有地は、○○に○○㎡程となっておりますが、○○の○○の圃場整備された一画についての写真が、4ページの処に出ております。

3条の申請地の方は、広い田んぼなのですが、田はもうしていないがきれいに整備はされています。

ただ耕作はこの処していないかなという状況です。

5条について、説明いたします。

申請地は、○○○○○○○○○○番○です。地目は田で面積は○○㎡です。3条申請地の西隣です。

前回この場所が、3条の申請者と同じ所有者なので、違法転用ではない

のか、と言う事で指摘があった所です。

この場所は賃貸借の契約で、賃借人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、賃貸人は〇〇〇〇〇〇です。

転用目的は写真にもありますけど資材置場と言う事です。

〇〇〇〇は、市内で〇〇〇〇を請け負う会社で、申請地の南側 7・80m程に〇〇〇〇が有りまして、〇〇〇〇は会社の〇〇で、現在は息子さんが後を継いでおりますが、自分の会社に土地を貸して資材置場にすると
いう申請がありました。

〇〇さん絡みでもう 1 件有ります。

〇〇〇〇番〇です。5 ページの写真を見て頂ければ分かるかと思いますが、面積は〇㎡です。

贈与になりまして、譲受人は〇〇〇〇〇、譲渡人は〇〇〇〇〇〇です。

ここは先程の資材置場と農道の間、80 cm程の細い農地が入っており、そこを譲り受け、資材置場の進入路として一体利用したいという申請です。

この土地がないと、資材置場に入る事が出来ず袋地になってしまうためです。

双方とも、以前から資材置場として利用しており、始末書が出されています。

「平成〇年〇月頃から個人事業の〇〇〇〇資材置場として利用し、その後、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に貸し付け、これまでと同様に資材置場として現在に至っています。

本来であれば、早期に転用手続きすべきところ、無断にて転用して来た事を深く反省しております。

今回、本申請地に隣接する土地の同法第 3 条の許可申請を契機として農業委員会からのご指導を頂き、本許可申請に及んだ次第です。

本申請が許可された後は、許可条件等に沿うよう手続きを進め、法令を遵守していく所存であります。

つきましては、何卒ご寛大なるご処分により許可を賜りたく本書をもってお願い申し上げます。」

始末書として、〇〇〇の名前で出ております。

以上ですけど、長くなりましたが、前回3条の方で隣の方が不法転用と言う事で許可されなかった案件と、資材置場にしてしまった土地を、正しく転用許可を取りたいと言う追認の申請両方が同時に出ております。

ご審議お願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、担当者が私ですので、私から申し上げます。

米山委員 只今、事務局より説明が有りました。

先にお求めになる〇〇〇さんからの農地につきましては、前回一寸説明しましたが、今回5ページの会社の名前の〇〇〇〇さんが〇年前ごろ求めて、現在もこういう形で農業としてではなくて、〇〇〇〇と言う会社として使っていると言う事で、地元の人も皆も注目をしていた土地です。

平山委員がこの場所を見て指摘された事を私は覚えております。

奥に砂利と物置と小さい事務所が有ったのですが、そこを〇〇〇〇の〇〇〇〇のいわゆる資材置場と全部一緒に〇数年使っておりました。

今回たまたま、先程お話致しましたように、この5ページの一寸左側に見えないのですが、土地約〇〇㎡を買い求める事になったのですが、隣り合わせですので、パイプが落ちてきても直ぐそこが物置になる心配が有りましたので、私も地域の住民もこれは困ると言う事で、今回改めて資材置場として申請を頂き許可を求めると言う事になりました。その点をご承知願いたいと思います。

また、先程話しました〇〇〇〇さんの土地を求めるとあって、〇筆で〇〇㎡有ります。前のページになりますが、〇〇㎡以外に〇〇〇の〇〇地区に、先程事務局からお話がありましたように、〇〇〇㎡以上の農地を持っています。

農地を持っていると言う事で、耕作しているかどうかは確かめて有りませんが、この4ページの右側の写真はこの中の1筆で有ります。

約〇畝、〇〇㎡の土地になっております。周りには一寸見えませんが、2mのフェンスと、その上に3本の電柵が設けて有りまして、耕作してい

る住民が建てたものではなくて、国からの交付金、助成金を使っただけの農地になりますので、色々と規制が掛かっております。

規制をこれから守って頂き、決して不作付けの無いようにお話を進めて頂きたいと思っております。

ただ、両方ともやるとなると〇〇〇㎡近い農地になりますから大変かと思っておりますが、ぜひ〇〇地区、この農地も頑張って耕作して頂いて、〇〇地区に於きましては、住民が常に監視しておりますから、私もその中の一人で有りますから、出来るだけ監視して耕作するよう勧めていきたいと思っております。

以上が私からの大まかな説明です。

議 長

以上、私と事務局の説明が終わりました。

只今の説明について質疑の有る方は挙手願います。

何かございますか。

質疑がないようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可及び許可相当と決定致します。

議 長
事 務 局

続きまして、申請番号 2 について、事務局に説明を求めます。

6 ページの議案書をご覧ください。

申請者番号 2、〇〇〇にあります〇〇〇〇〇絡みで 3 条と 5 条が出ています。

2 件は 3 条と 5 条が直接関係ありませんが、同一人物が関わっていますので一括で審議をしたいと思っております。

7 ページの地図をご覧ください 3 条と 5 条一度に 1 枚の紙に入る事、近くの話になります。

3 条について、申請地は、〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は田で面積は〇〇㎡です。

売買による所有権移転で、譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇の東、〇〇〇〇〇〇の西、〇〇〇〇〇の南側になります。

申請理由は、農業経営の拡大です。譲渡人は〇〇〇〇ですが、〇〇在住ですが、高齢で農地の管理を譲りたいと考えており、この度、近くで農地を拡大している〇〇〇に買い取って貰おうと言う事で話が進んだようです。

〇〇〇は、昨年〇月にも農地を増やしており、前回の近くで、ここでも広げたいと言う事で出ております。

農地については、8ページにありますけど、きれいにされている。

入り口の所は、軽トラが入れるように一寸固めて有りますけど、奥の方はきれいに耕作されている農地です。

また、以前〇月位に許可を出した所も草は無くきれいに整備されており、果樹等を植え付ける準備もされている状態です。

本人がここを全部やると言うのは当然なのですが、〇〇〇〇の〇〇〇さんとかをお願いして、果樹等を栽培すると言う事で申請がありました。

以上ですけど、これが3条についてです。

5条について、説明します。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番外〇筆です。地目は田で面積は合計〇〇m²です。

賃貸借で、賃借人は〇〇〇〇〇、賃貸人は〇〇〇〇外〇名です。

転用目的は駐車場です。

昨年10月に、農振の除外が認められた場所になり、審議を一度されている所です。

〇〇〇〇〇は、〇〇〇で〇〇〇〇を請け負う会社ですが、事業拡大により駐車場を拡大したいと言う計画です。

現在、短期・長期で県外から工事に係る従業員が増え、従業員用の駐車場を拡大させたい計画です。

〇〇番については、写真が9ページにありますが、ここも既に駐車場として使ってしまったようでして、ここについては始末書が出されています。

「本申請地について、平成〇年頃、当社が農地法所要の許可を受けずに

駐車場に転用してしまいました。

「今後は、最新の注意を払い、不始末のなきよう致しますので、特段のご配慮を頂きたくお願い申し上げます。」

と言う、今回の事について経緯が出ております。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当委員の鈴木明雄委員をお願いします。

鈴木委員

地区担当の鈴木です。

3 条の〇〇〇は、〇〇〇〇から〇〇〇さんへ移転の土地なんですけど、〇〇〇〇さんは高齢なっていて、アルバイトをしながら農地を耕す時間が無いような状況になったので、〇〇さんの方から買って欲しいと言う依頼で話が決まったようです。

ここは今後、栗とか果樹を植えてやるような話を、〇月〇日に個人で行きまして、私が一寸話をしまして、そのような事を言っていました。

それから、5 条の駐車場なんですけど、〇〇〇〇〇〇の家を斜めに隣接している土地なんですけど、〇〇番につきましては〇台位、駐車場として使用しておりますけど、何とかしなければいけないねと言う話をした覚えが有り、その斜め下に有る〇〇〇〇〇〇さんと言うのは、〇〇〇〇〇〇さんのお兄さんの所でありまして、本家の土地と言う事になります。

そういう事で、事業拡大につきまして、駐車場が〇ヶ所位有るんですけど、また〇ヶ所増設と言う事で出ております。

私は、問題は無いと思いますが、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可及び許可相当と決定致します。

議 長

続きまして、申請番号 3 について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案書 10 ページをご覧ください。

併せて 11 ページの地図と 12・13・14 ページの写真を併せてご覧下さい。

複雑な話になりますので、ご覧頂きたいと思います。

申請に来られたのは、〇〇〇〇と〇〇〇〇です。

この両者は、祖父が曾祖父の代に、土地を交換しようと言われ、それぞれ交換した土地を使ってきました。

〇〇さんは〇〇さん名義の〇筆の土地を耕作し、〇〇さんは〇〇さん名義の土地の〇筆を耕作し、〇筆には住宅を建てて利用してきました。

この度、名義が変更になっていない事に気付き、この状況を是正したいと申請がありました。

〇〇さんは、家は自分の名義なのですが、土地は他人の土地の上に家を建てていたと言う事になります。

したがって、土地の交換と言う話なのですが、農地部分については 3 条の許可、宅地にしてしまった土地については、5 条の転用許可を申請し、それぞれ許可が出た所で農地を交換しようと言う事で申請が来ました。

それではそれぞれについて、説明します。まず、3 条についてです。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番外〇筆と〇〇〇〇番〇外〇筆。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を東の方に下りていきますと、〇〇〇に〇〇〇と言うのが有りまして、そこを渡った直ぐの場所になります。

11 ページの地図で言いますと、左側、西側の〇筆、そこが〇〇さんの土地なのですが、〇〇さんが使っていました。東側右側の方に有りますが〇筆、一つは狭いところですが〇筆あります。この〇筆については〇〇さん名義の土地なのだけれども、〇〇さんが使っていて、そのうち一つに家を建てていたと言う形になります。

5 条については、申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇です。地目は畑で面積は〇〇㎡です。

なお、〇〇さんについては住所が〇〇〇になっていますが、今年の〇月になって引っ越したそうです。

高齢の母親の事も有り引っ越したそうですが、空き家にはなっておらず、農地の管理も有り住宅には通っているそうです。

祖父の代に住宅を建てていると言う事で、始末書が出されていますので、その経緯について読み上げます。

「上記土地は、約〇〇年前に私の祖父が個人住宅を建てました。

土地所有者の〇〇様とは、その前の代である私の曾祖父の代に、〇〇家の土地と交換する事になったと聞いておりますが、確証は有りません。

その後、平成〇年に私の父が増築をし、現在の形になりました。

その後、平成〇年、私が相続しましたが、その経緯は聞かされておらず、また、相続時には土地の地目についても気が付かず、現在まで来てしまいました。

今般、私の住居の地目が農地で有り、所有者が私ではなく〇〇〇〇様で有る事、これまで耕作している土地が〇〇様の土地であった事が判明し、農業委員会に相談の上、申請する事になりました。

また、私の土地を永く〇〇様が耕作している事も判明し、両者で話し合いの結果、双方の土地を交換する事で合意しました。

相続した際に、住宅の地目について気付かず、土地の所有権についてそのままにしていた事について、深く反省し、今後このような事がないよう農地法を遵守するつもりで有ります。」

と言う事で始末書が出されております。

以上、ご審議お願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当委員の安藤睦美委員をお願いします。

安藤委員 地区担当の安藤です。よろしくをお願いします。

会長、事務局は〇月〇日金曜日に現地確認をしたようでしたけど、私は用事が有って出られなかったので、〇月〇日の日曜日に行って来ました。

ここの地区は何軒も無いのですけど、色々聞くと皆交換して土地を使っていたようです。

この地図で言うと、〇〇さんと言うのが 11 ページと書いて有りますよね、11 ページの直ぐ左の方に〇〇と言う家が有りますよね、その家の

人だと言う事です。

〇〇さんの方は、東側の方が近いと言う事で交換して、うちの方では何かそういう事があって、やるよって2代前に言ったのに、今度圃場整備の時もそこがうまくいってなかったと聞いています。

そんなような経緯があってここをやったのだと思います。

昭和〇〇年にこの〇〇〇が出来まして、道になっていますが、もっと南側の方に道はずっとあったようです。

それで、〇〇とか〇〇番は一寸この道で切られたのではないかと私は思います。

そしてずっと道が来て、〇〇さんの家も一つの土地だった物が分断されて色々になっているだろーと言う事が、これは少し推測も有るんですけどそんな事を感じます。

今日、この道の所がよく分からなかったので、今日も午前中一寸行って、見て来ました。

ここの中でも、家が有る所が実際その番地ではなくて、違う所の番地を使っているみたいです。

そんな事で交換してやる分には、何の問題もないから、はっきりさせたい方が良くと言う事でやったのだと思います。

おそらく家も〇〇年前と聞いたのでそれも、昔はそういう事もかなり頻繁にやったのかなと言う事を感じます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可及び許可相当と決定致します。

日程第3 報告事項

議 長

日程第3、報告事項を議題とします。

報告第 4 号について事務局に報告を求めます。

事務局

転用確認証明の申請は 2 件でした。

番号 1、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇〇と言う事で、令和〇年の〇年程前に〇〇〇〇及び〇〇〇さんの店舗を作ると言う事で、申請が有った件です。

工事も大分進んでおりまして、宅地と言う事で転用証明を発行いたしました。

続きまして番号 2 ですけれども、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、申請者〇〇〇〇〇〇、奥に有ります資材置場への進入路として砂利等敷いている事を確認し、証明書を交付しました。

以上報告致します。

議長

只今の報告に対し、質問、ご意見ございますか。

無いようですので、承認頂いたものとします。

程第 4 その他

議長

日程第 4 その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

事務局からございますか。

事務局

(諸連絡)

議長

只今の連絡に対し、質問、ご意見ございますか。

無いようですから、本日の日程は全て終了しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

事務局から何かありますか。

事務局

3 月の人事異動の発表に寄りまして課長の方から一言お願いします。

志村課長

(挨拶)

議長

最後に職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理

志村課長 2 年間ご苦労さまでした。

それでは、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、令和 5 年第 3.回大月市農業委員会総会を閉会致します。どうもご苦労様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和5年3月24日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員